

都 市 防 災 委 員 会
資 料

令和2年3月19日

危 機 管 理 室

目 次

I 報 告	新型コロナウイルス対策について	・・・ 1
-------	-----------------	-------

I 報 告 新型コロナウイルス対策について

1 発生状況（3月17日12:00現在）厚生労働省資料

- ・中国においては80,860人（死亡3,213人）ほか48ヶ国・地域で162,581人（死亡6,495人）
（3月16日12:00現在）
- ・日本においては、829人（死亡28人）、このほか横浜のクルーズ船712人（死亡7人）、
チャーター便帰国者15人
- ・兵庫県内においては、86人（死亡2名）
- ・市内での発生患者数24人（入院中23人、退院1人）
（市内認定こども園関係4人、介護保険の通所事業所関係5人）※別途 兵庫県等発表分3人

2 国等の動向

- ・1月28日 国は、新型コロナウイルスを指定感染症（2類感染症相当）に指定し、
2月1日施行
- ・1月30日 国は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」宣言
- ・2月17日 国が新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を発表、及び検査
の対象者を拡大
- ・2月25日 国が「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
- ・2月26日 全国規模のイベントについて、以降2週間は中止・延期・規模縮小を要請
- ・2月27日 学校園の臨時休業の要請
- ・3月10日 国が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」決定
全国規模のイベントの中止・延期・規模縮小を、以降10日間程度継続する
ことを要請
- ・3月11日 WHOが、世界的流行を受け「パンデミック」を宣言
- ・3月13日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」公布、翌日施行

3 庁内連絡会の開催

- ・1月16日以降随時、危機管理室・関係部局による連絡調整会議（6回開催）
- ・1月29日 市長・副市長及び局室区長による「第1回新型コロナウイルス関連肺炎 情報
連絡会」
- ・2月14日 第2回情報連絡会
- ・2月26日 第3回情報連絡会
- ・3月2日 県内発生に伴い、第1回新型コロナウイルス関連肺炎局室区対策会議を開催

4 対策本部の設置

- ・3月3日 市内発生に伴い、神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
第1回 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議開催
- ・3月9日 第2回 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議開催
- ・3月11日 第3回 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議開催

5 本市の対応

(1) 市民への情報提供

① 神戸市感染症統合情報システム（感染症に特化したホームページ） 1月7日～

② 神戸市ホームページ（トップページ） 1月16日～

感染予防対策、相談窓口案内、相談件数、PCR検査件数、患者発生状況など最新情報を掲載

③ 記者資料提供

・ 1月31日 健康相談土日祝日電話相談窓口開設

・ 2月5日 帰国者・接触者相談センターの設置

・ 3月3日 市内1例目の患者発生について資料提供

以降随時、患者発生について資料提供

(2) 相談窓口

① 一般健康相談窓口

市民からの一般的な健康相談を受ける窓口

・ 各保健センター・保健所予防衛生課（平日 8:45～17:15）

・ 専用健康相談窓口（土日祝 9:00～17:30） 2月1日～
（24時間に拡充） 2月20日～

・ 総合コールセンター（毎日 8:00～21:00） 1月29日～

② 帰国者・接触者相談センター（24時間）、2月6日～

発熱や呼吸器症状があり、感染の疑いがあると思われる方の相談窓口。該当する方は、帰国者・接触者専用外来を案内。

健康等相談件数（1月27日～3月16日） 主な相談者：市民、医療機関、企業等

相談窓口	件数
① 各保健センター、保健所予防衛生課 専用健康相談窓口（2月1日～）	6,940
② 帰国者・接触者相談センター（2月6日～）	2,673
計	9,613

(3) 医療体制

・ 1月7日以降随時、神戸市医師会や中央市民病院等と診療体制について協議。

・ 患者の居住地・渡航歴や症状に応じ、診療所・病院・感染症指定医療機関での診療体制の維持確保。

・ 2月6日に帰国者・接触者外来（非公表）を設置し、3月17日現在5か所設置。

・ 感染症指定医療機関の感染症病床以外に、緊急対応として感染症指定医療機関の一般病床及び感染症指定医療機関以外の医療機関の病床を確保。

(4) 検査体制

① 検査方針

国が定めた感染が疑われる患者の要件に基づき、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う場合について、適切に検査を実施。

② 検査機関

神戸市環境保健研究所において検査体制整備 1月30日～

1日24検体、最大48検体。3月末までにPCR装置を増設し最大72検体に拡充。

③ 環境保健研究所における検査件数

3月16日現在 230件

④ その他

ダイヤモンドプリンセス号下船者18名は、3月6日までに毎日の健康フォローアップが終了。希望者(16名)に対し、PCR検査を実施し、全員陰性の判定。

(5) 学校園について

3月15日(日)までとしていた市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校の臨時休業を、春休み開始まで延長。

ただし、児童生徒の生活状況を把握するとともに、春季休業中の指導等を行うため、登校前の検温の徹底、感染防止対策に十分に配慮した上で、3月17日から小学校、中学校において分散登校(この登校は授業日ではないため、必ず登校させるものではない。)を実施。

市立幼稚園については、引き続き、家庭で保育できない幼児について、預かることとする。

私立幼稚園については、引き続き、家庭で保育できない幼児について、預かる対応を要請。

(6) 保育園等について

市内施設において感染例が発生したことから、体調不良者について出勤・登園させない措置をさらに徹底したうえで、引き続き、市立、私立とも、臨時休業は行わない。あわせて、感染防止の観点から可能な限り家庭保育を要請。

(7) 学童保育について

体調不良者について出勤・来所させない措置をさらに徹底したうえで、春休みまでは引き続き、通常の長期休暇と同様、午前中からの保育を実施。学童保育にあたる職員確保に資する特別加算、教員のサポート派遣についても継続して実施。

- ・3年生以下 午前中から学童保育で預かり
- ・4年生以上 学校で受入、放課後、必要な場合は学童保育で預かり

(8) 社会教育施設（教育委員会）、その他市有施設等について

閉館中の市立図書館については、3月17日から開館。ただし、年代区分による入館時間帯の設定（協力依頼）など感染防止のための必要な措置を講じた上、閲覧室・座席の利用の禁止など一部サービスを制限し、館内滞在時間を30分以内とする。

神戸市立博物館及び美術館については、団体による来館など密集した観覧の禁止、接触する展示物の撤去など感染防止の必要な措置を講じた上、3月17日から開館。

神出自然教育園については、子どもたちの野外活動の場の確保の観点から、3月17日より開園。

その他の市内施設については、原則としてこれまでと同様の措置を3月25日まで継続。

(9) 企業等への要請について

子どもを養育する従業員、職員で必要がある者に配慮し、休暇の取得、在宅勤務等が可能となるよう、対応を企業等に対して要請。

(10) 経済対策について

中小・小規模事業者に対する経営等相談窓口「ひょうご・神戸経営相談センター」を産業振興センターに設置し、融資制度をはじめ各種相談を実施するとともに、新型コロナウイルス対策のための「経営円滑化貸付」等を通じて、引き続き、市内事業者の資金調達を支援。

また、国の緊急対策においても、「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」による金利の引き下げや中小・小規模事業者等に対する実質的な無利子・無担保の資金繰り支援、雇用調整助成金の特例措置の拡大など、各種支援策が打ち出されており、状況に応じてこれら施策を効果的に活用。

○新型コロナウイルスに関する経営等相談窓口の設置 1月31日～

新型コロナウイルスの流行により影響を受ける恐れがある中小企業・小規模事業所からの相談窓口を設置。経営等相談件数（1月31日～3月16日） 130件

(11) 屋外活動を通じた児童の居場所の確保

3月10日～3月31日までのうち、市立学校の臨時休業期間及びこれに準じる措置が終了するまでの期間、地域・NPO等が行う子ども向けプログラムの支援（3月10日より市ホームページで受け付け開始済）を行い、神戸の資源を活用した屋外活動による児童の安全な居場所確保を進める。

その他公園等を活用した屋外プログラムも3月31日まで実施。

(12) イベント等について

3月25日までの市主催イベント等について、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討し、不要不急のものについては開催を延期・中止。